

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令

(平成十七年七月十四日)

(厚生労働省令第百十七号)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第十六条、第八十六条、第八十八条及び第九十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令を次のように定める。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令

(指定医療機関の指定)

第一条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「法」という。)第十六条第一項の指定を受けようとする病院の開設者(国を除く。)は、次に掲げる事項を記載した書面をその所在地を管轄する地方厚生局長(以下「管轄地方厚生局長」という。)に提出しなければならない。

- 一 病院の名称及び所在地
- 二 開設者の名称及び住所
- 三 管理者の氏名
- 四 法第八十一条第一項の医療を主として担当する医師の氏名及び略歴
- 五 法第八十一条第一項の医療を行うために必要な設備の概要

2 法第十六条第二項の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者(国を除く。)は、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地
- 二 開設者の氏名又は名称及び住所
- 三 管理者の氏名
- 四 病院又は診療所にあつては、法第八十一条第一項の医療を主として担当する医師の氏名及び略歴
- 五 病院又は診療所にあつては、法第八十一条第一項の医療を行うために必要な設備の概要
- 六 薬局にあつては、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号の指定を受けている旨

七 法第八十一条第一項の医療を連携して行う他の指定通院医療機関がある場合は、当該指定通院医療機関の名称、所在地及び連携して行う医療の内容の概要

3 法第十六条第二項の指定を受けようとする心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成十六年政令第三百十号。以下「令」という。)第一条各号に掲げる事業者(以下「指定訪問看護事業者等」という。)であつて国以外のものは、次に掲げる事項を記載した書面を管轄地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該申請に係る指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。)若しくは介護予防サービス事業(同法第八条の二第四項に規定する介護予防

訪問看護を行う事業に限る。)を行う事業所(以下「訪問看護ステーション」という。)の
名称及び所在地

三 管理者の氏名

四 当該訪問看護ステーションにおいて当該指定に係る訪問看護又は居宅サービス(介護保険法第八条第四項に規定する訪問看護若しくは同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護に限る。)に従事する職員の定数

五 法第八十一条第一項の医療を連携して行う指定通院医療機関の名称及び所在地
(平一八厚労令三二・平二〇厚労令七七・一部改正)

(指定入院医療機関の指定の基準)

第二条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十一条第一項及び第二十三条第一項の基準を満たしていること。ただし、当該医療機関における精神障害を有する者に対する医療及び保護の体制、当該医療機関の管理運営の状況、当該医療機関の地域における役割等を勘案し指定入院医療機関として指定することが適当であると認められる病院については、この限りでない。

二 精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を適切に実施することができる態勢を整えていること。

三 専ら法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に医療を実施するための病棟を設置していること。

四 前号の病棟に次に掲げる者を置いていること。

イ 医師

ロ 看護師又は准看護師(常時勤務する者に限る。)

ハ 作業療法士

ニ 精神保健福祉士

ホ 心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う能力を有すると認められる者(以下「臨床心理技術者」という。)

(指定通院医療機関の指定の基準)

第三条 法第十六条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所にあつては、次に掲げる者を置いていること。

イ 看護師又は准看護師

ロ 作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者

二 病院又は診療所にあつては、精神障害の特性に応じ、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を適切に実施することができる態勢を整えていること。

三 薬局にあつては、当該薬局が健康保険法第六十三条第三項第一号の指定を受けていること。

四 訪問看護ステーションにあつては、法第八十一条第一項の医療を連携して行う指定通院医療機関があること。

(指定医療機関の名称変更等の際の届出)

第四条 指定医療機関の開設者(国を除く。)は、次に掲げる事項に該当するに至ったときは、その事項及び年月日を、速やかに、管轄地方厚生局長に届け出なければならない。

一 病院又は診療所にあつては第一条第一項各号又は第二項第一号、第二号、第三号、第四号、第五号若しくは第七号に掲げる事項に、薬局にあつては同項第一号、第二号、第三号又は第六号に掲げる事項に、指定訪問看護事業者等にあつては同条第三項各号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 指定医療機関の業務の全部又は一部を休止し又は再開しようとするとき。

三 医療法第二十四条、第二十八条若しくは第二十九条第一項、第二項、第三項若しくは第四項、健康保険法第九十五条、介護保険法第七十七条第一項又は薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十二条第四項若しくは第七十五条第一項に規定する処分を受けたとき。

(診療報酬の請求)

第五条 厚生労働大臣が法第八十四条第一項の規定により診療報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和三十五年厚生省令第三十六号)の定めるところにより、当該指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

(平二〇厚劳令七七・一部改正)

(常時勤務する精神保健指定医)

第六条 法第八十六条に規定する指定医療機関に常時勤務する精神保健指定医は、一日に八時間以上、かつ、一週間に四日以上当該指定医療機関において精神障害の診断又は治療に従事する者でなければならない。

(診療録の記載事項)

第七条 法第八十八条の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる記載の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 法第四十九条第一項又は第二項の規定により入院を継続させて法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載

イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要

ロ 今後の治療方針

二 法第九十二条第三項に規定する行動の制限を行う必要があるかどうかの判定に係る記載

イ 法第九十二条第三項の規定により精神保健指定医が必要と認めて行った行動の制限の内容

ロ 当該行動の制限を開始した年月日及び時刻並びに解除した年月日及び時刻

ハ 当該行動の制限を行ったときの症状

三 法第百条第一項第一号の規定により外出させて経過を見ることが適当かどうかの判定に係る記載

イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要

ロ 今後の治療方針

四 法第百条第二項第一号の規定により外泊させて経過を見ることが適当かどうかの判定に係る記載

イ 入院後の症状又は状態像の経過の概要

ロ 今後の治療方針

五 法第百十条第一項第一号の規定により法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載 入院によらない医療における症状又は状態像の経過の概要

六 法第百十条第一項第二号の規定により入院をさせて法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載 入院によらない医療における症状又は状態像の経過の概要

七 法第百十条第二項の規定により入院によらない医療を行う期間を延長して法による医療を行う必要があるかどうかの判定に係る記載

イ 入院によらない医療における症状又は状態像の経過の概要

ロ 今後の治療方針

(処遇改善の請求)

第八条 法第九十五条の規定による請求は、次の各号に掲げる事項に関し、法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者(以下「入院対象者」という。)が入院している指定入院医療機関の所在地を管轄する地方厚生局長を経由して申し立てることにより行うものとする。

一 入院対象者の氏名及び生年月日

二 請求人が入院対象者本人でない場合にあっては、その者の住所、氏名及び入院対象者との続柄

三 入院対象者が入院している指定入院医療機関の名称

四 必要な措置の内容及び理由

五 請求年月日

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十七年七月十五日)から施行する。

附 則 (平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。